

坂井輪中学校改築基本・実施設計業務委託
受注候補者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、坂井輪中学校改築基本・実施設計業務委託について、公募型プロポーザル方式による受注候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、坂井輪中学校改築基本・実施設計業務委託受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(業務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び評価を付与し、当該業務にふさわしい受注候補者を特定する。

- (1) 選定の評価項目及び評価基準の決定
- (2) 技術提案書の評価
- (3) その他必要と認めるもの

(委員)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 選定委員会は委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は委員長が召集する。

- 2 選定委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の庶務を行わせるため、事務局を教育委員会施設課に置く。

(守秘義務)

第8条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(別表)

坂井輪中学校改築基本・実施設計業務委託
受注候補者選定委員会 委員名簿

氏 名	所 属 等
梶 原 宜 教	坂井輪中学校区まちづくり協議会 会長
郷 扶 二 子	坂井輪中学校区青少年育成協議会 会長
黒 野 弘 靖	新潟大学工学部 准教授
諸 橋 真 樹	建築部長
丸 山 明 生	教育委員会次長
山 本 正 雄	教育委員会次長

(順不同、敬称略)